未来を彩る花の森づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1 知事は、県内外から多くの人々が訪れる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的として、景観資産となる樹木(原則として、和歌山県郷土樹種使用指針(平成24年5月制定)別表2に規定する有用郷土樹種のうち、高木に分類され、花の咲く木、紅葉する木をいう。以下同じ。)の植栽、育成等に係る事業を実施する団体等に対し、紀の国森づくり基金を活用し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。(補助事業)
- 第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の表に掲げる事業であって、樹木を景観資産として活用することにより、地域活性化に資するものとする。ただし、国又は 県の他の補助金の交付を受けている事業は、補助金の交付の対象としない。

事 業 名	内 容
植樹事業	多くの人々が訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木を植栽する事業
環境整備事業	来訪者の増加を目的とした環境を整備する事業
	ただし、森林整備又は木材を利用した景観づくりに資する事業に限る。
	また、本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限る。
交流推進事業	樹木に愛着を持ち、継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントを
	実施する事業
	ただし、本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限る。

(事業の採択条件)

- 第3 未来を彩る花の森づくり事業における植樹は以下に掲げるいずれかの場所で実施するものと する。
 - (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画対象森林(以下「5条森林」という。)
 - (2) 5条森林に編入することができる森林
 - (3) 森林公園又はこれに類する場所

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者は、市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体で、 補助事業完了後においても責任を持って継続的に樹木の育成管理を行うことができるものとす る。

(補助対象経費等)

第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、植栽後の樹木の育成管理に係る経費は、補助対象経費

としない。

(交付申請書の添付書類)

- 第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書(別記第1号様式)
 - (2) 収支予算書(別記第2号様式)
 - (3) 団体等概要書(別記第3号様式)
 - (4) 役員名簿(別記第4号様式)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費 税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金 額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じ て得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以 下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時 において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。 (交付条件)
- 第7 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業を行う者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ 知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微であると認める変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。) をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合に おいては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない こと。
 - (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、並びに当該帳簿及び 関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間 保管しなければならないこと。
 - (5) 当該補助金を活用して樹木の植栽を行った場合は、当該補助金の交付を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、当該樹木の育成管理に係る活動の実施状 況について、別途知事が指定する日までに、未来を彩る花の森づくり事業管理状況報告書 (別記第5号様式)を知事に提出しなければならないこと。

(変更の承認)

- 第8 第7第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合は、未来を彩る花の森づくり事業変更承認申請書(別記第6号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、未来を彩る花の森づくり事業補助金変更交付申請書(別記第7号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出するものとし、この場合は、変更承認申請書の提出を省略することができる。
- 2 第7第1号ウの規定により知事の承認を受けようとする場合は、未来を彩る花の森づくり事業中止(廃止)承認申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

- 第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりと する。
 - (1) 事業報告書(別記第9号様式)
 - (2) 収支決算書(別記第2号様式)
 - (3) 納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し
 - (4) 補助事業を実施した場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
- 3 第1項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除 税額がある場合には、これを減額して報告しなければならない。
- 4 第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において第3項の規定により減じた額を上回る部分の金額)を未来を彩る花の森づくり事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(別記第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第10 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間又はこれに準ずると認められる期間とする。

(補助金交付決定前着手)

第11 補助金の交付を申請している事業について、申請者が補助事業の効率的な実施を図るため緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情により当該補助金の交付決定前に当該補助事業に着手する場合には、あらかじめ未来を彩る花の森づくり事業補助金交付決定前着手届

(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。 (補助金の概算払)

第12 規則第16条第2項の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に補助金概算払理由書(別記第12号様式)を添付して知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。また、概算払により補助金の交付を請求する場合は、規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書に補助金概算払説明書(別記第13号様式)及び誓約書(別記第14号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5関係)

補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、資材費、委託料、工事請
	負費、その他知事が必要と認める経費
補助率	10/10 以内
補助限度額	予算の範囲内で知事が決定する。
	(うち、交流推進事業については、植樹事業に係る補助金の交付額の 1/2 の
	額を補助限度額とする。)